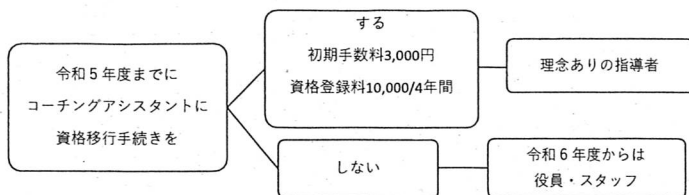


スポーツ少年団指導者の資格について

① 2019年度、認定員として登録されていた方



〈参 考 : 資格移行期間と有効期限〉

移行申請期間	移行手続き	資格有効期限
～令和3(2021)年11月	～令和4(2022)年3月	令和4(2022)年4月1日～令和8年(2026)年3月31日
～令和4(2022)年5月	～令和4(2022)年9月	令和4(2022)年10月1日～令和8年(2026)年9月30日
～令和4(2022)年11月	～令和5(2023)年3月	令和5(2023)年4月1日～令和9年(2027)年3月31日
～令和5(2023)年5月	～令和5(2023)年9月	令和5(2023)年10月1日～令和9年(2027)年9月30日
～令和5(2023)年11月	～令和6(2024)年3月	令和6(2024)年4月1日～令和10年(2028)年3月31日

② 認定員資格を持っていたが、2019年度に指導者として登録されていなかった方

→ 理念ありの指導者になるには、スタートコーチ(スポーツ少年団)講習会を受講する必要があります。
しかし、認定員資格をお持ちだった場合、併せてスポーツリーダーの資格も保有されているので、
令和5年度までは理念なしの指導者として登録できます。

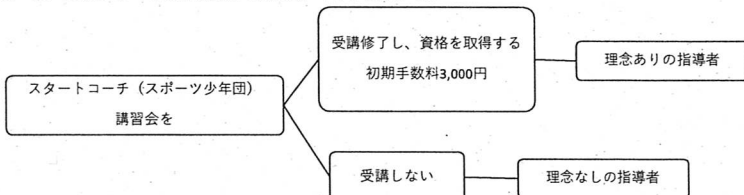
③ 2019年度認定員または認定育成員として登録していて、かつJSPO公認スポーツ指導者資格(競技別)をお持ちの方

→ 資格を継続して保有していれば、理念ありの指導者として登録できます。
※ 資格移行手続きは必要ありません。

④ 2019年度認定員または認定育成員として登録していて、かつサッカー・バスケットボールC級以上をお持ちの方

→ 資格を継続して保有していれば、理念ありの指導者として登録できます。
※ 資格移行手続きは必要ありません。

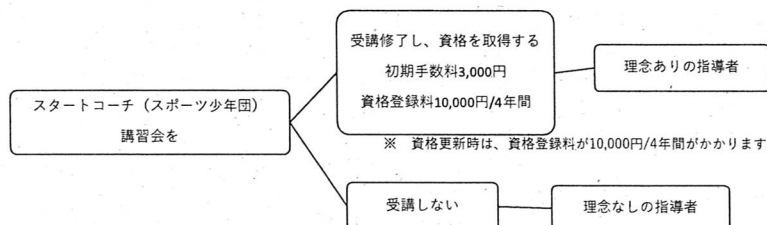
⑤ JSPO公認スポーツ指導者資格(競技別)のみをお持ちの方



※ JSPO公認スポーツ指導者資格更新の場合



⑥ サッカー・バスケットボールC級以上のみをお持ちの方(JSPO公認スポーツ指導者ではない方)



⑦ 現在、資格をお持ちでない方

